

令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

**地域公共交通の活性化とも連携した住民互助による
移動支援サービスの普及方策に関する調査研究事業
成果報告**

2022年3月9日

1.本調査研究の概要

本調査研究の問題意識と実施事項についてご説明。

1-1.住民互助による移動支援サービスに関する問題意識

福祉（地域包括ケア構築）の観点

在宅で生活する高齢者の日常生活の継続

虚弱な高齢者が日常生活を営むために必要となる買い物、通院、社会的交流を行うための移動手段の確保

厚生労働省
介護予防・日常生活支援総合事業に
「訪問型サービスD（移動支援）」を
位置付け

交通の観点

公共交通は利用者の減少や運転手の人材不足などによって維持・継続に課題

従来の公共交通に加えて、地域の多様な輸送資源の活用

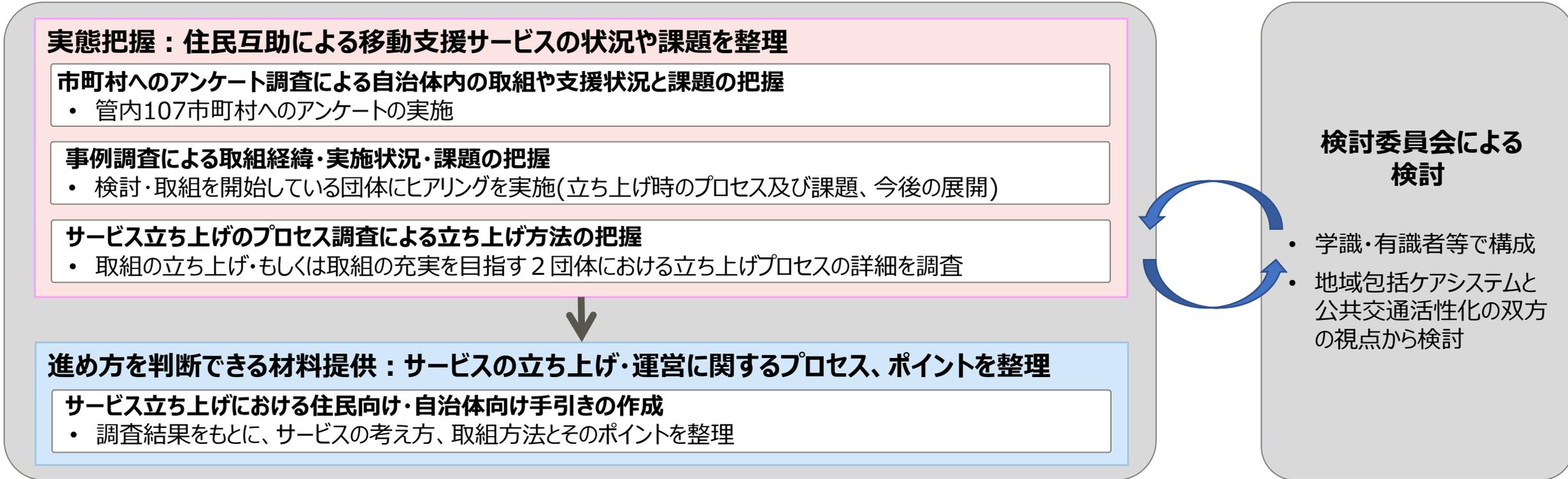
国土交通省
許可・登録を要しない運送について
態様の考え方の整理、モデル整理

住民互助による移動支援サービス

福祉と交通における双方の状況・考え方・制度の把握・理解が必要
住民にとっては容易ではなく、取り組みたいと熱意をもつ人にとっての課題

1-2.住民互助による移動支援サービスの普及方策の検討【本調査研究での実施事項】

- 住民互助による移動支援サービスは、取組の必要性は高まっているものの、その考え方や、実施するための立ち上げ・運営方法、取り組む環境などの整理が十分ではないことから、本調査研究では普及方策について検討。
- 中国5県管内の市町村を対象として、実態把握のための調査を実施したうえで、検討委員会で協議しながら住民互助による移動支援サービスの方策として住民向け・自治体向けの手引きを取りまとめ。



地域公共交通と連携することでその活性化に寄与もできる住民互助による移動支援サービスの普及を図る。

報告会の開催

- ・ 取組に対する理解、推進に向け、中国5県内において取組を志向する市町村（福祉部局・交通部局）等に向けて開催
- ・ 本調査研究に対する理解・課題の共有

報告書の作成

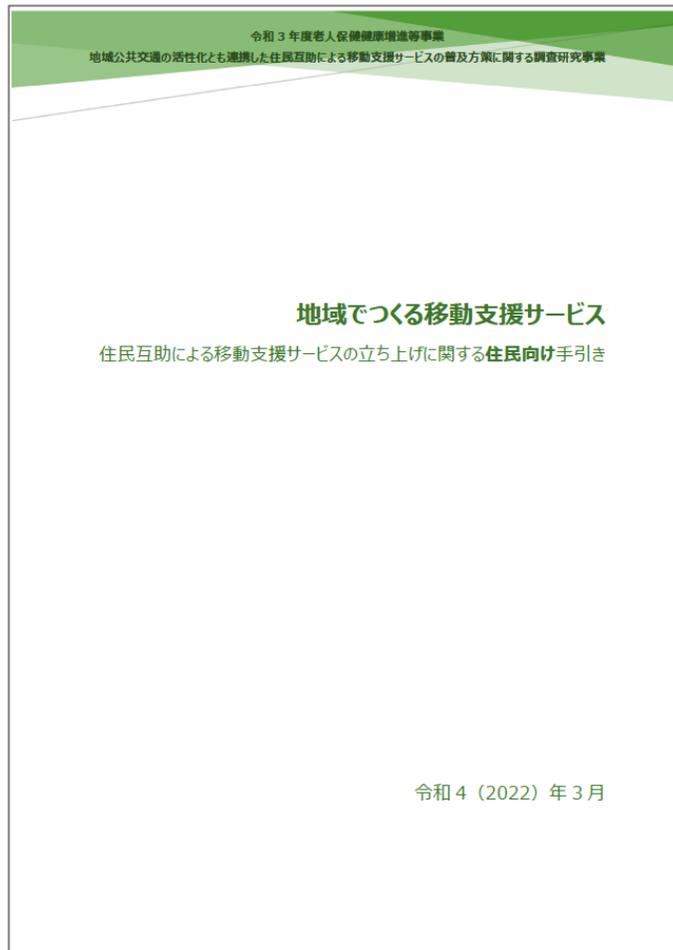
- ・ 全国に向けて展開
- ・ 住民互助による移動支援サービスの方策を含む取組支援や普及策について検討を行い、取りまとめる

1-3.住民向け手引き・自治体向け手引きの作成

- 本成果報告では、3月末公表予定の住民向け・自治体向け手引きの要点として、住民互助による移動支援サービスの考え方と取組の流れ・ポイントをご説明。

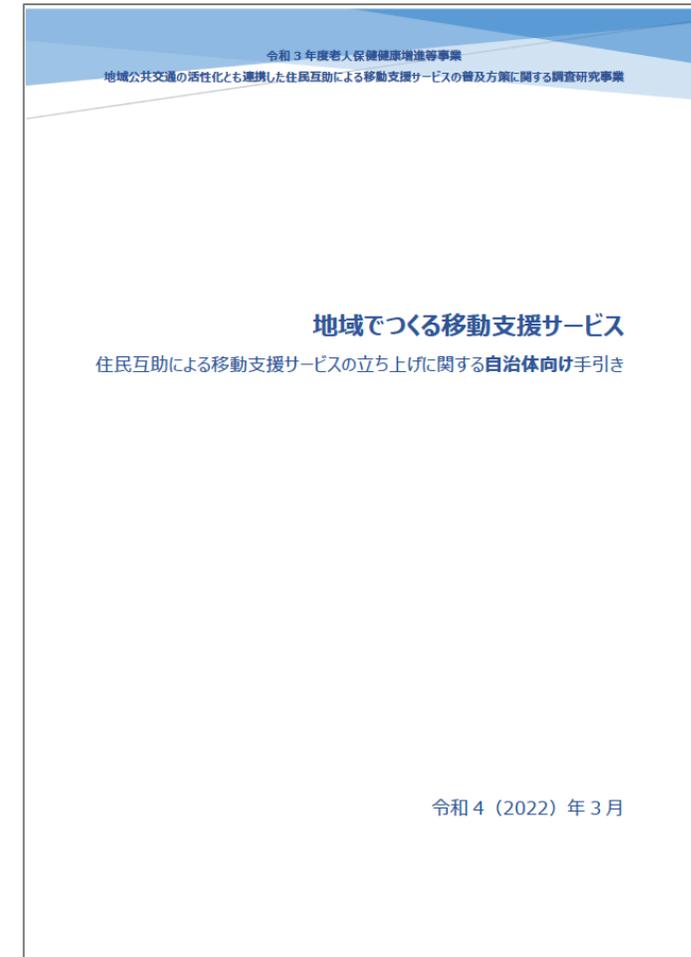
住民向け手引き

サービスの立ち上げ方法、サービス内容の設定方法などを中心に記載。



自治体向け（社協やSCなども対象に想定）

サービスの考え方や、検討・支援の方法などを中心に記載。



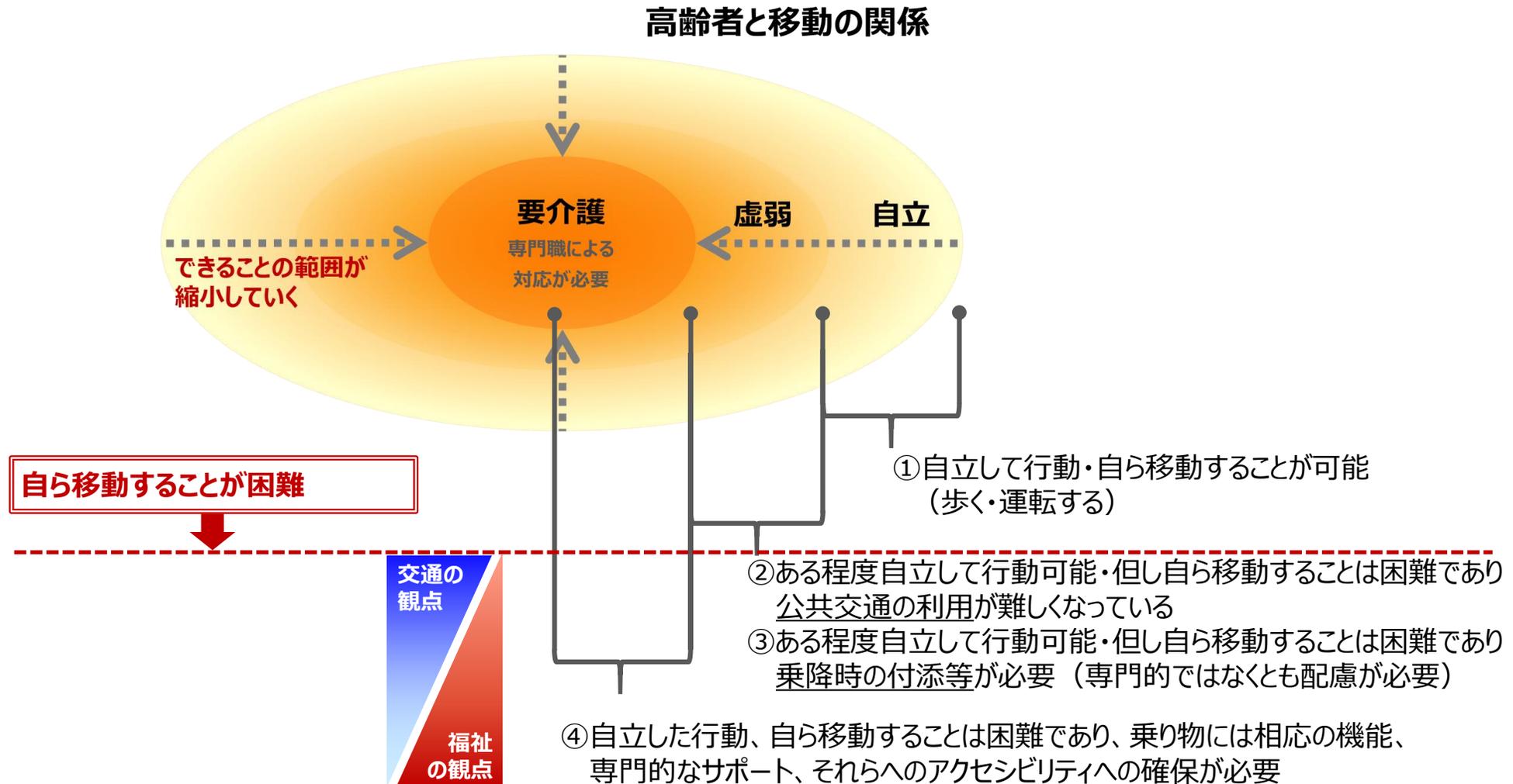
2.住民互助による移動支援サービスの考え方

本調査研究の成果として、住民互助による移動支援サービスの考え方についてご説明。（自治体向け手引き掲載予定）

2-1.さまざまな観点から住民互助による移動支援サービスを考える(1/4)

①福祉の視点から ～高齢者の日常生活・社会参加を継続させる～

- 高齢者の移動が困難であることは、日常生活を営む上で必要な買い物や通院等ができないという問題にとどまらず、社会参加の機会自体を失うことにもつながる。社会参加の機会を失うことは、高齢者の虚弱化に拍車をかける。
- そのため、高齢者の移動手段の確保は介護予防や悪化防止に向けた命題。



2-1.さまざまな観点から住民互助による移動支援サービスを考える(2/4)

②交通の観点から ～コンパクト・プラス・ネットワークにおける公共交通ネットワークとの関わり～

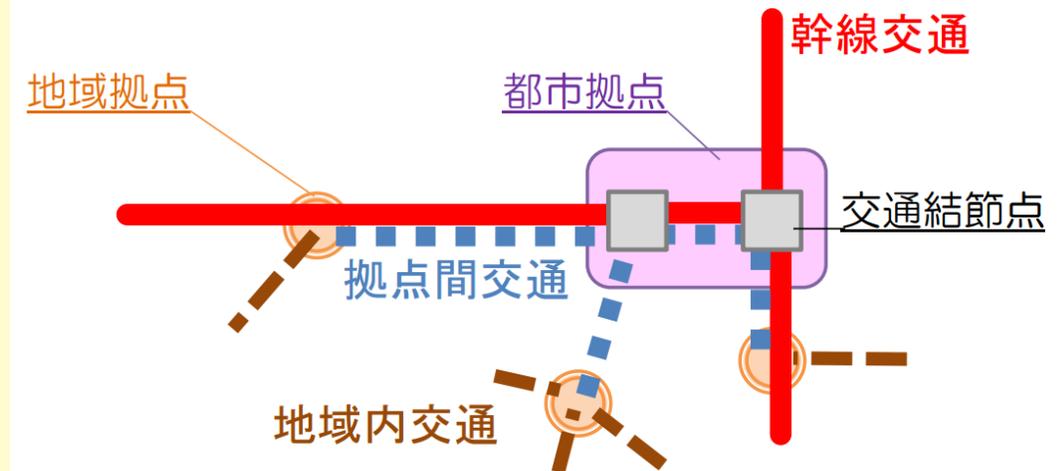
- 人口減少下においては、コンパクトシティとネットワークにより、生活の利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等を図る。
- 公共交通について、「地域間の移動」と「地域内の移動」に焦点をあて、交通の全体像を考えることが求められ、その際、住民互助による移動支援サービスが、新たに公共交通の補完に寄与する可能性も十分に考えられる。

コンパクト・プラス・ネットワークにおける地域（集落）のイメージ



資料) 国土交通省「国土のグランドデザイン2050」

目指す地域公共交通ネットワークのイメージ（北上市）



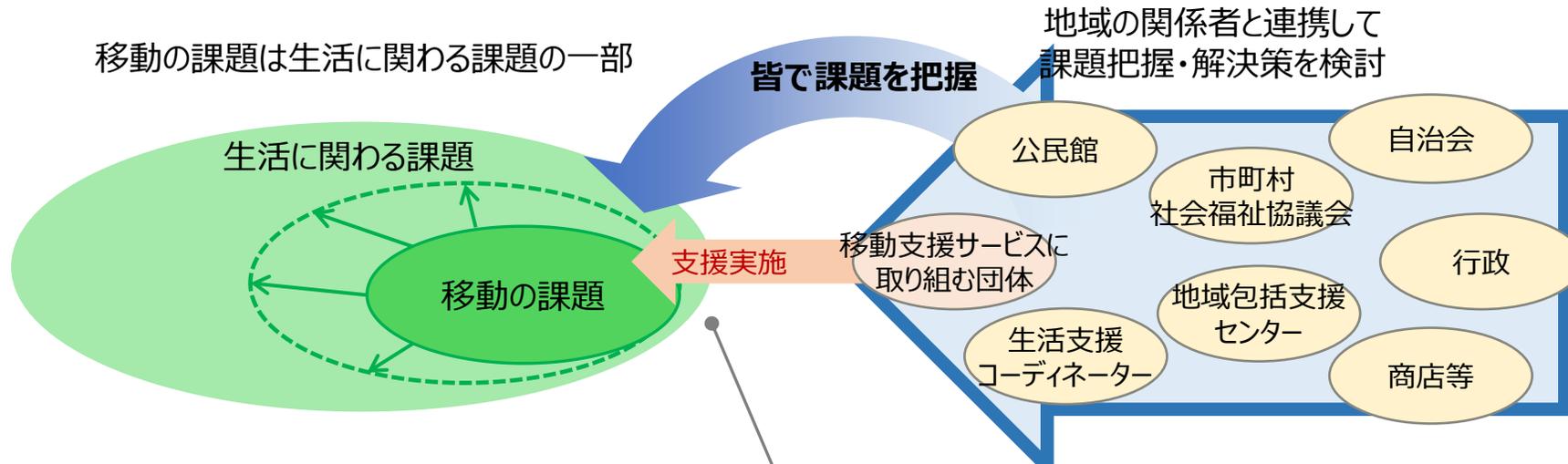
資料) 北上市「あじさい都市きたかみ公共交通網形成計画」

2-1.さまざまな観点から住民互助による移動支援サービスを考える(3/4)

③地域づくりの観点から

- 移動は日常生活における困りごとのひとつであるため、移動手段確保をきっかけとして、活動範囲を日常の課題への支援にまで拡大し、地域に必要なサービスを総合事業や有償サービス等で行う等して収入の確保を進め、安定的な運営の継続を図る。
- その場合は、移動支援サービスに取り組む者だけではなく、地域の関係者と話し合い、必要なものは何か・一緒にできるものはないか等も検討して進める。

生活を支える観点から活動を広げる



生活課題の解決に向けて...

住民互助による移動支援サービスを含めて、地域づくり・生活支援の観点から複合的にサービスを実施

⇒有償サービスも含めた活動の実施

⇒地域に必要な複数のサービスを実施するための人材確保

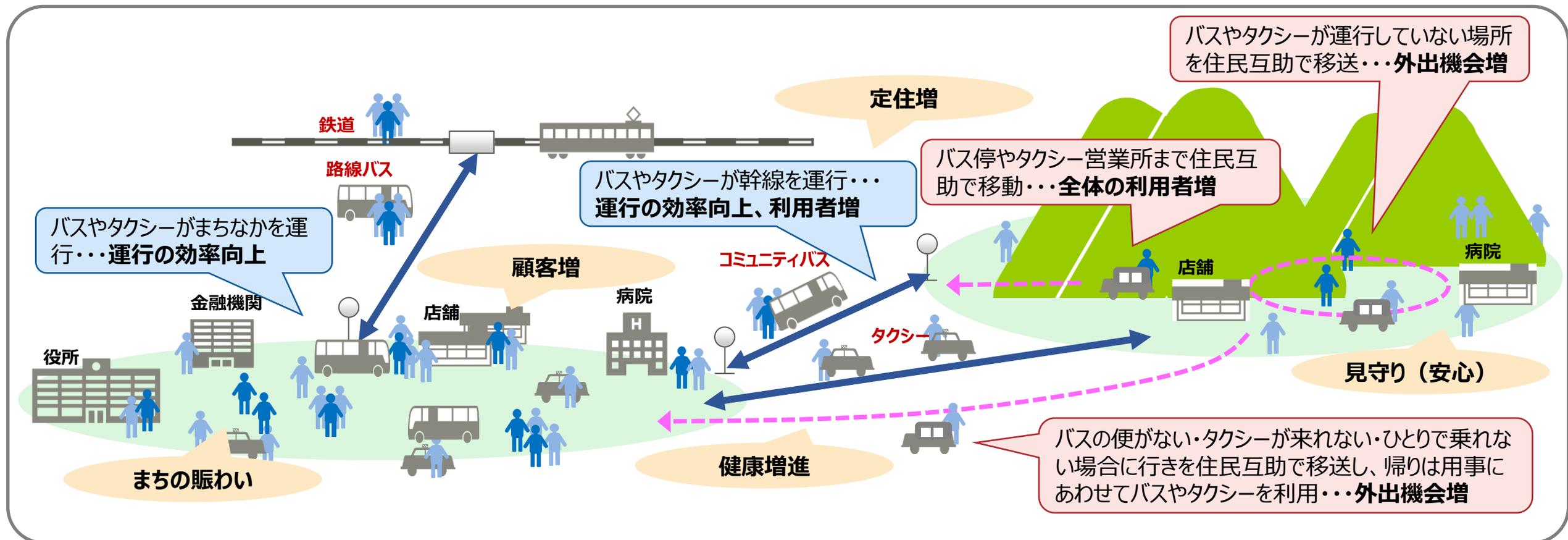
継続性の高い活動として展開

2-1.さまざまな観点から住民互助による移動支援サービスを考える(4/4)

④まちの活性化の観点から

- 課題を抱える高齢者等でも移動できる環境ができれば、外出意欲の向上・外出機会の増加にも好影響を与える。そして、公共交通の維持・活性化を踏まえた連携を想定することで、公共交通の利用機会の増加、外出先である商業等も含むまちの活性化が図られるなど、地域での好循環が創出される。

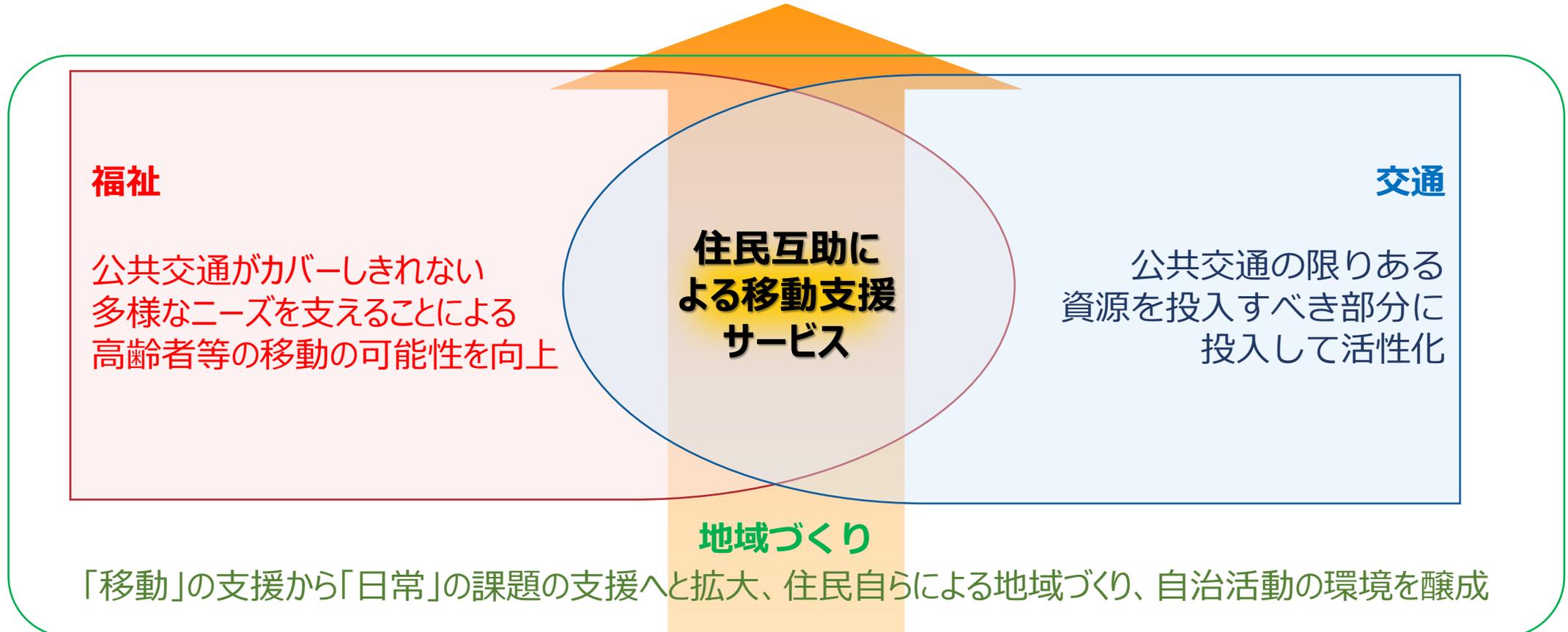
住民互助による移動支援サービスの実施によるまちの活性化



2-2.住民互助による移動支援サービスで期待される効果

- 地域福祉的な対応、地域の支え合いとして、公共交通がカバーしきれない多様なニーズを支えることによって高齢者等の移動の可能性を高める。
- 公共交通では限りある資源を投入すべき部分に投入できることでその活性化に寄与。
- 住民互助の移動支援サービスを考えることは、福祉や交通、地域づくり、商業の活性化とも連動して、横断的に地域の持続性を検討する好機。

まちの活性化 人の移動・交流



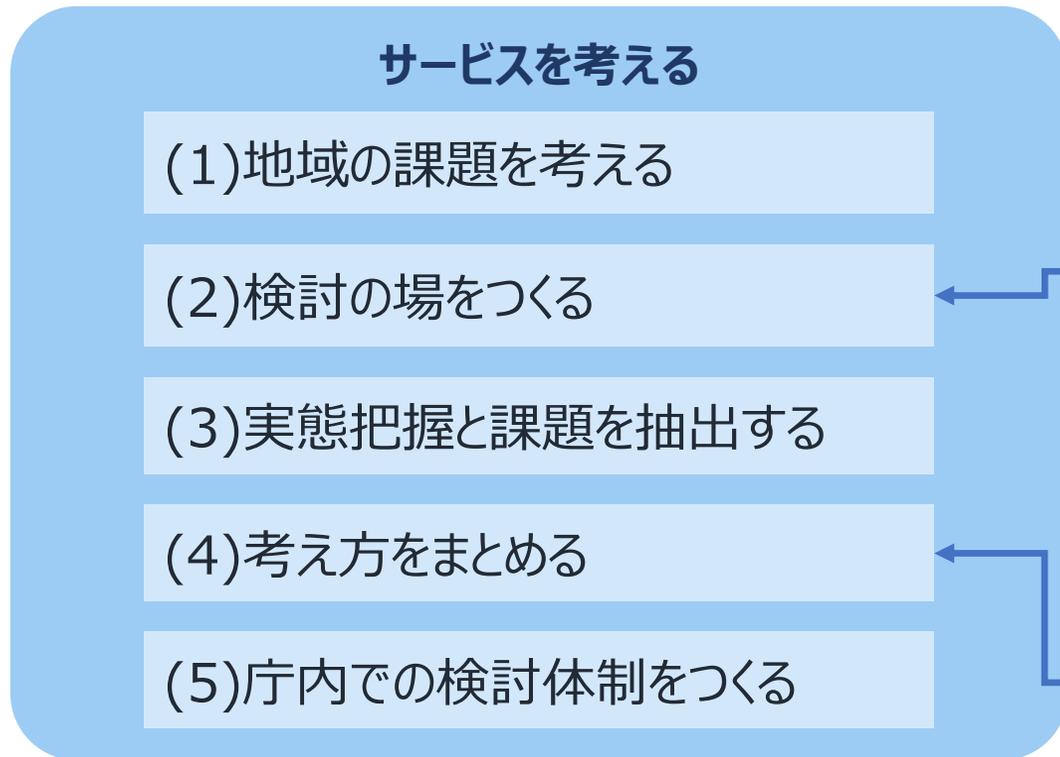
3.住民互助による移動支援サービスの実施に向けて

本調査研究の成果として、住民互助による移動支援サービスの実施に向けた取組の流れとポイントをご説明。（自治体向け・住民向け手引き掲載予定）

3-1.わがまちにおける住民互助による移動支援サービスを考える

- 住民の取組の支援につなげていくためには、市町村としての住民互助による移動支援サービスの考え方を整理したうえで、実施内容を具体化して、住民等による取組を支援。

市町村による検討（自治体向け手引き参照）



取組のポイント

福祉・交通部局にまたがる問題、今後のまちづくり・地域づくりに関わる問題として、サービスの基本的な考え方を **庁内の関係者が連携して検討・整理**

場づくり例)

既存の会議体のワーキンググループ・作業部会・共同部会など
個別打合せでの協議からも可

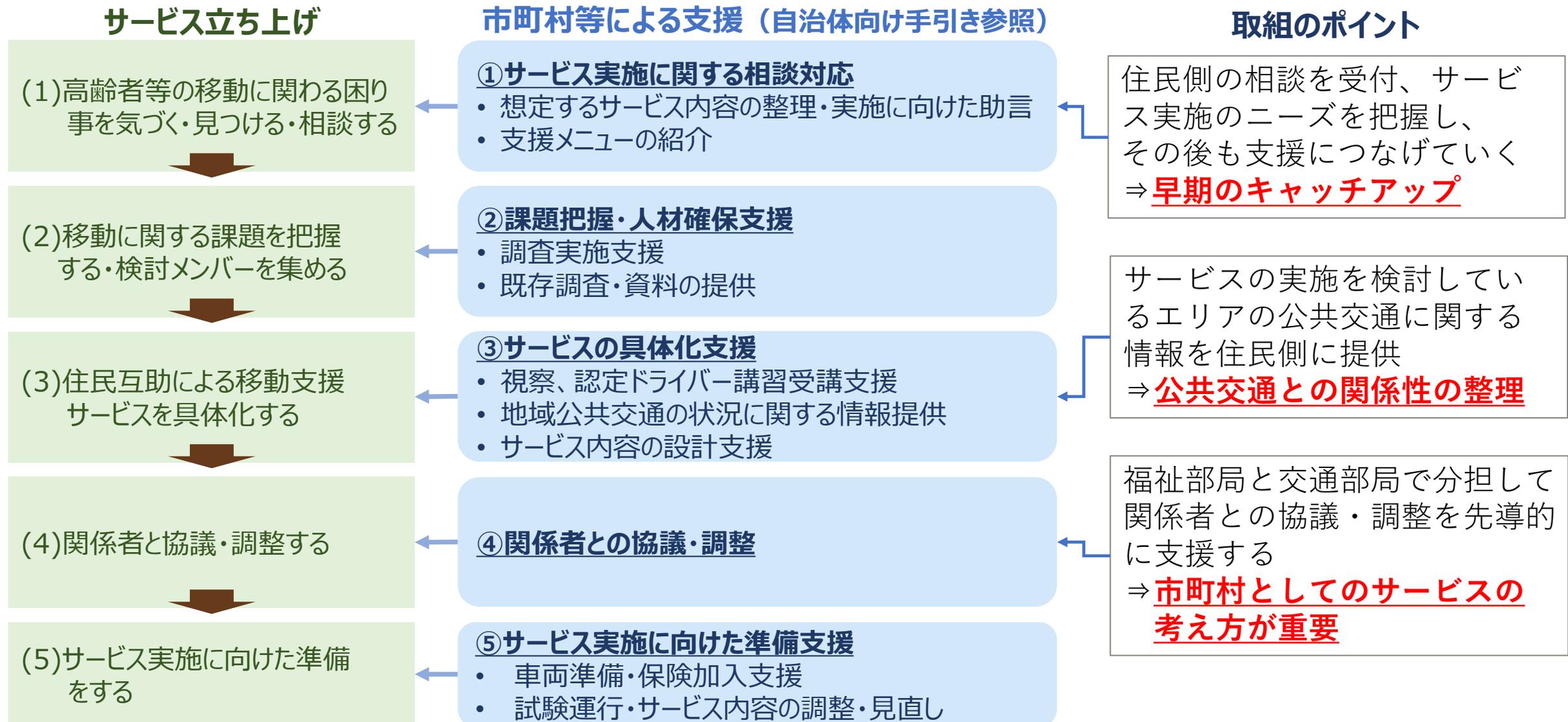
福祉・交通部局に加え、商業・まちづくり部局をも含め、サービスの **基本的な考え方を整理し、計画・事業への反映**を行う
計画・・・関連計画への記載
事業・・・実施要綱・補助要綱の作成 など

実施内容の検討

住民/地域の取組を支援する

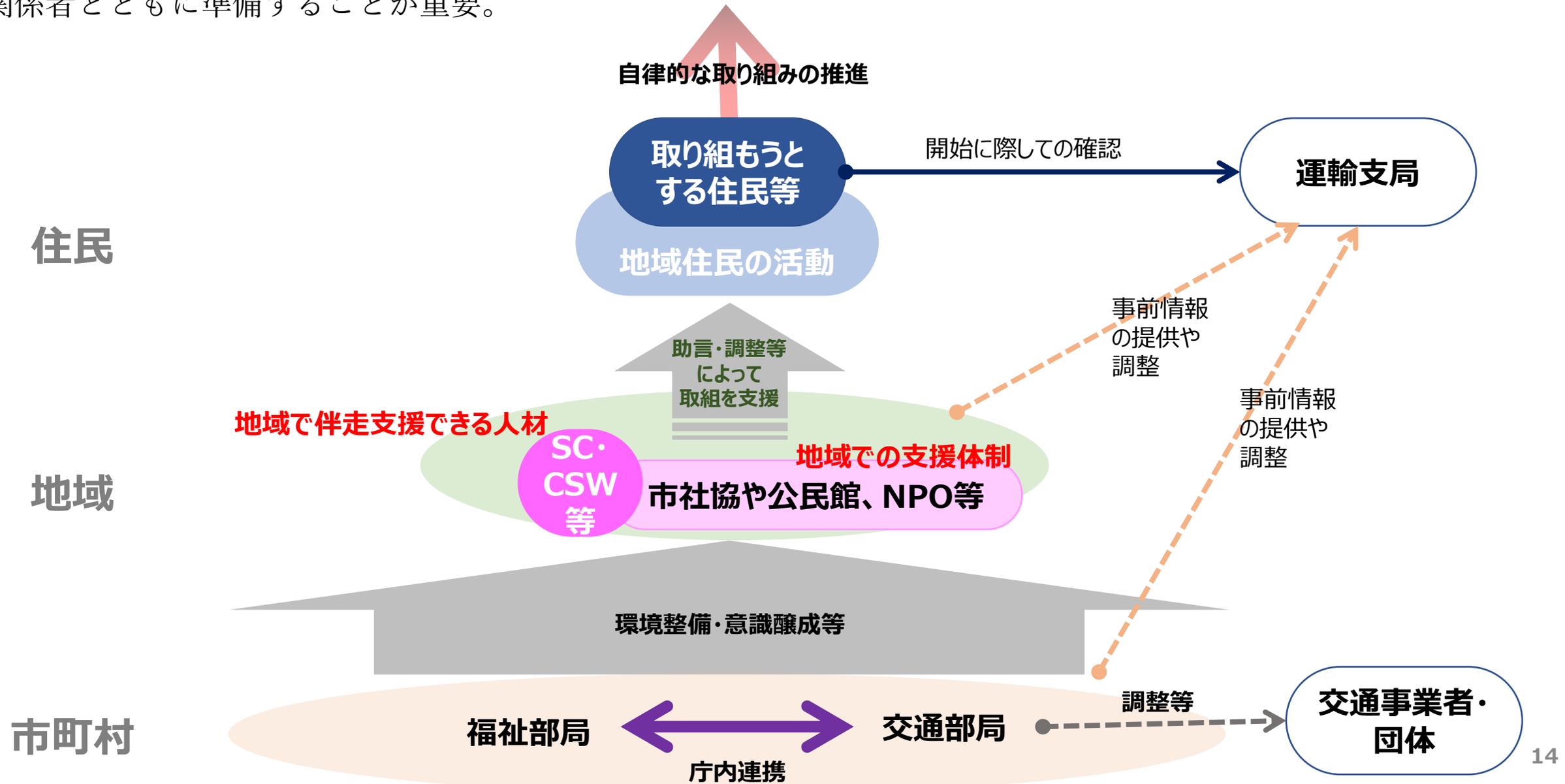
3-2.住民/地域の取組を支援する

- 住民等によるサービスの立ち上げについて、それぞれの段階での支援を実施。



3-3.関係者との連携

- 地域の課題解決につながるサービスの実施に向けては、取り組む住民等を支援できる環境を、地域の実情に応じて、関係者ととも準備することが重要。



3-4.サービスを立ち上げるうえでの主な悩み

Q1 サービスを実施するための**車両**は何を利用する？

A1. 以下のようなパターンがあります。

専用車 …サービスを実施するために購入した車

借用车 …市町村の公用車、社会福祉協議会・社会福祉法人・医療法人などの所有車

個人所有車…ドライバーの所有車

Q2 事故などの**安全対策**はどうするの？

A2. 以下の安全管理のための対策に取り組むと安心感につながります。

国土交通大臣認定のドライバー講習の受講（安全運転に関する知識の習得）

事故時に対応できる保険への加入、事故時の対応に関する利用者への説明

サービス実施時の運行管理（ドライバーの体調確認、運行記録の管理など）

Q3 **お金**の流れ（利用者の費用負担や市町村等からの補助金など）はどうなるの？

A3. 利用者による費用負担の代表的な例は、「費用負担なし」、「ガソリン代等の実費を受け取る」、「生活支援の一環として外出の付き添いに対する対価を受け取る（車での送迎は無償）」があります。

運営費の補てんとしては、「実施団体の余剰金や別事業での収益を充てる」、「自治体等からの補助金を充てる」があります。（費用負担の状況によって補てんできる内容も異なります）